

平成20年度第1回府中市障害者等地域自立支援協議会 会議録

- 日 時：平成20年6月18日（水） 午後2時00分～3時30分
- 場 所：府中市役所 北庁舎3階 第6会議室
- 出席者：（敬称略）
 - <委員>
桑田智、石見龍也、美田徹、鈴木一成、田中淑雄、吉村輝秋
 - <随行者>
地域生活・就労支援事業み～な 高田・雨宮
 - <事務局>
障害者福祉課長、障害者福祉課長補佐、志摩主任、小野崎事務職員
- 議 事
 - 1 開会
 - 2 議事
 - （1）相談支援事業の運営に関する事項について
 - （2）困難事例への対応のあり方に関する事項について
 - （3）次回日程について
 - （4）その他
- 資 料
 - 資料1 府中市障害者等地域自立支援協議会委員名簿
 - 資料2 平成19年度相談支援事業実績報告
 - 資料3 個別支援会議（ケース会議）等事例報告

1 開会

事務局：本日は、お忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。ただ今より、平成20年度第1回府中市障害者等地域自立支援協議会を始めさせていただきます。資料1にお示しいたしましたが、本日は、山内委員の後任として吉村委員に初めてお越しいただいております。吉村委員、自己紹介をお願いします。

委員：山内の後任といたしまして、この4月から参りました。よろしくお願いします。

事務局：吉村委員、ありがとうございました。なお、本日は、崎尾委員、羽生委員、町田委員から欠席のご連絡をいただいております。それでは、田中会長、よろしくお願いします。

2 議事

会長：それでは、会議を始めます。本日は、傍聴の方はいらっしゃいますか。いらっしゃいましたら、お入りいただきください。

(傍聴者の入場)

(1) 相談支援事業の運営に関する事項について

会長：議事1につきまして、事務局から説明をお願いします。

(事務局及び相談支援事業者から、資料2について説明)

会長：説明が終わりました。「相談支援事業の運営に関する事項について」は、議事2の「困難事例への対応のあり方に関する事項について」とも密接な関連がありますので、そちらでも併せてご意見をいただきたいと思います。資料2について、何かご意見、ご質問等はございますか。よろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(2) 困難事例への対応のあり方に関する事項について

会長：議事2につきまして、事務局から説明をお願いします。

(事務局及び相談支援事業者から、資料3について説明)

会長：説明が終わりました。本協議会の趣旨といたしまして、個別支援会議等から浮かび上がる課題を全体で共有し、より多く人の創意工夫と協力とで改善を図りながら、障害者福祉の向上を目指すというところがございます。そのためにも、まずは、全体で認識を共有することが重要になりますので、事例報告の方法について、ご意見をいただきたいと思います。また、事例の内容に関連して、こうした事例であれば、

こういう協力が可能だといった積極的なご意見がございましたら、是非お願いします。併せて、先ほどの相談支援事業の運営のあり方についても、ご意見をいただきたいと思います。それでは、ご意見、ご質問等をお願いします。

副会長：地域自立支援協議会の趣旨としては、これまで各相談支援事業所などで把握していた困難事例について情報交換することにより、関係機関によるネットワークを作るといったのがあると思います。今回の会議は、府中市として、今後どのような形で地域自立支援協議会を作っていくのか方向性を考えていくことになると思います。今回のように難しい事例をあげることで、それまで連携がなかった関係機関が連携し問題を解決していくというのが、地域自立支援協議会の役割であると考えます。併せて、問題の解決のために、現行のサービスや社会資源が不足しているのであれば、どうしたら作れるのか、制度が不足しているのであれば、どのような制度があったらよいのかを皆さんで考えていくことになると思います。

委員：地域自立支援協議会は、タイムリーな対応ができないので、個別支援の検討をする場ではないと思います。情報を共有し、そのケースだけでなく、多くの人が活用できるような事例について協議していくのがよいと思います。また、個別支援会議から地域自立支援協議会に困難事例としてあげていくシステムが必要だと思います。個別支援会議で困難だと思ったものであれば何でも良いというものではなく、精査する中間的な場が必要だと思います。それが、支援センター連絡会なのか、それとは別のものなのか、部会のようなものを設けるのか、今後の検討課題になると思いますが、そうしたものがないと、地域自立支援協議会の役割が明確にならないと思います。

委員：個別支援会議には様々なケースがありますが、その中には制度についてだけでなく、市民が考えなければならないものもあります。地域自立支援協議会は、各地でそれぞれの地域の状況に応じて立ち上げられているところですが、まずは様々な困難事例を認識する中で、府中市なりの地域自立支援協議会ができれば良いと思います。

委員：杉並区では、地域自立支援協議会の全大会を年に2回開催するほか、その下に相談支援部会・地域移行支援部会を設け、それを受けて地域自立支援協議会で提言しているそうです。府中市としてどのような仕組みにしていけることが望ましいのか、課題が解決できるような仕組みを事務局でも考えてほしいと思います。

委員：み～なの就労の事例についてですが、こういう事例では、本人がなぜ退職勧告を受けたのが重要だと思います。理由が明確でないと、次の職場を紹介しても続かないと思います。また、愛の手帳を取るか否かで支援が全く異なってきます。プラザの事例については、これは就労以外の分野なので、言うべきことはありません。あけぼのの高次脳機能障害の事例については、ハローワークでも類似のご相談を受けたことがあります。障害者自立支援法が施行され、厚生労働省でも、地域における就労についてのチーム支援の強化がいられています。こうした中で、市における就労に関する窓口を1つに決めていただきたいと思います。ハローワークでは、障害

者手帳を持っている方がいらしても、作業所等をご案内することができません。このような時に、ハローワークから担当者が出向いても構いませんので、この人にはどういった支援が必要かということを考えていただきたいと思います。

委員：障害者就労支援事業の窓口としては、み～なにご連絡をいただければと思います。

委員：ハローワークでは、管内の自治体の障害者就労支援を相談できるセンター等の資料を作成し、窓口で相談に来た方に配布したいと考えております。身体・知的・精神すべてみ～なで良いのですか。

委員：結構です。ただし、身体・知的を専門としてきましたので、精神については、どのように支援を進めていくか検討の途上です。

委員：確認しました。よろしくお祈りします。

副会長：府中市の地域自立支援協議会の目指すべき方向性については、皆さんの中で違いは無かったかと思えます。それぞれの団体単独では解決できないことを知恵を出し合って解決していく場になるのだと思えます。全体会は個別事例を検討する場ではないと思えますが、これを第1号として、部会を設置するなど、今後数が増えていくことになると思えます。具体的にどういった協議会にしていきたいかをこの会議をパイロット会議として考えていきたいと思えます。就労支援について専門的な立場から、こうしたら就労に結びつくのではないかなどのアドバイスをいただけたらと思えます。

副会長：私は、居宅介護事業所として参加していますが、それ以外に自立生活センターとしての活動もしています。今まで地域で暮らすことができなかつた重度障害者でも地域で暮らしていけるようにと、情報提供やサポートなどを行ってききましたが、就労の分野はまだ弱いです。ただ、経験上言えることは、み～なの就労の事例のような場合、これまで健常者として暮らしてきており障害者としての自覚がないので、本人も周りも戸惑われると思えます。このような場合、ロールモデルとして成功した人に会うということが非常に有効です。受刑者の中には手帳を持っていない知的障害者が多いという話を聞いたことがあります。こういうことを考えたとき、潜在的に知的障害がありながら一般人として生活してきている人が大勢いるのだと思えます。成功している人ばかりではないですが、中には成功している事例もあると思えますので、同じ障害のある成功している人を講師として招いて、知恵やアドバイスを得ることは、非常に有効であると思っています。

委員：ハローワークの窓口で就労の相談を受ける際には、自分の得意なこと、不得意なことを認識することが大切だと必ず説明しています。み～なの就労の事例のような場合、自宅から離れた所で仕事を探すというのもひとつの方法だと思います。どんな仕事がしたいのか、自分の気持ちの洗い出しができるかもしれません。ハローワークに相談に来る障害者の中には、就労の気持ちはあっても、そこまでの段階にきていない人も多数います。ハローワークで就労の相談をした方がよい人か、それとも生活の土台からしっかりさせた方がよい人か、できれば、み～なで振り分けていた

だきたいと思います。

委員：府中市だけではないのですが、他地域でも、就労できる人はすでに就労してしまっており、就労のための訓練をしている段階の人が増えている状況にあります。企業から採用の相談をされても適切な人がいないという、需給のバランスが崩れている状況にあります。

副会長：今までのお話は、障害のある人が力をつけて就労に結びつけていくという働きかけでしたが、企業の理解・システムを変えることにより働く場が増えるということもあるかと思います。企業への働きかけはどのようにされているのですか。

委員：企業に対するものとしては、法定雇用率があります。これは、企業に対し、障害者手帳を持っている人を何パーセント以上雇用してくださいとお願いするものです。また、5年前くらいから、この地域でも特例子会社という形で障害者の方に就労してもらおう場というのができています。NECやサントリー、グリーンシステムズなどがあり、かなりの人数の方が就労しています。この地域の就労可能な障害のある人は、以前に比較し、かなりのパーセンテージで就労している状況にあると思います。その中で、重度障害者と精神障害者の就労が難しい状況です。精神障害の方だと、3か月くらい勤めて退職してしまうというケースが非常に多いです。精神障害の方が長期に勤められる環境というのは、個人個人の解釈というか、自分がその場に適応できたかどうかを考えることが重要です。

委員：確かに、精神障害の方は週30時間以上の勤務は難しいですね。

委員：あと、障害のある高齢者が増えてきているという問題があります。特にご家族のいない单身の方ですと、65歳まで働いてもなお、生活の場としてその後も働きたいという人が多いのですが、65歳を過ぎて就職先を見つけるのは非常に困難です。先日、作業所に相談したら、今はこのような方でも作業所に通えますが、今後は難しくなる方向になっているといわれました。収入ではなく、生活として今後どうしたらいいのかということを経営で相談をされる方が多いです。

副会長：今までのご意見は、今ある制度の中でどうするかというものだと思いますが、ない制度なら作れば良いのだと思います。精神障害の人ですと長時間働ける場合だけを就労とすることには限界があると思います。例えば、短時間でも4時間ずつ2人で働けば8時間労働になりますが、こういうのはどうか、あるいは、人に関わるのが苦手なら在宅ワークなど家でできる仕事はどうかなど、新しい就労のシステムは作れないのでしょうか。ハローワークの方もいらっしゃいますので、そのようなことを地域自立支援協議会で考えていきたいと思います

委員：ハローワークでも、在宅ワークについては考え方を進めてきています。以前は、出勤確認ができないものは委託あるいは自営であり、雇用関係があるとはいえないとされていましたが、現在は、週1日でも出勤が確認できれば雇用関係があるとされています。また、精神障害の方の就労についてですが、通常ですと週20時間以上でなければ認められないとされていますが、雇用契約上原則週20時間以上とされ

ていれば、被保険者として見なすことができます。ただ、欠勤が続くことで被保険者とみなされなくなってしまうというのが現状におきてしまっています。4時間ずつ2人で働くことで8時間労働とみなすというのは認められていません。また、企業が法定雇用率を達成させるために必要な障害者数の考え方について、小数点以下の端数を切捨てるなど、企業にとって障害者雇用の領域が広がってきています。ただ残念なことに、この地域では中小企業が多いのですが、障害者雇用について理解してもらうのが難しい状況にあります。ハローワークでも、所長を筆頭に中小企業へトップセールスを行って、障害者の採用をお願いしているところです。

副会長：いろいろな議論がなされ、答えは出ないところですが、そろそろ時間ですので、このあたりで終わりにしたいと思います。

会長：ありがとうございました。協議会のあり方など、有意義なお話ことができました。困難事例ということで、すぐに解決法が見つかるというものではありませんが、課題に対する認識を共有するということが重要ですので、少しずつでも継続的に報告していただくのが良いかと思います。

(3) 次回日程について

会長：次回会議は、8月26日(火)の午後2時はいかがでしょうか。次回は、地域の関係機関によるネットワーク構築に関する事項と本協議会のあり方について協議する予定です。

(4) その他

会長：他に何かございませんか。ないようでしたら、これで、平成20年度第1回府中市障害者等地域自立支援協議会会議を終了します。皆様、お疲れ様でした。

以上